# 第一章
# 序論

１．計画の概要
- 計画策定の趣旨・背景
- 計画の位置づけ
- 計画策定のプロセス

# 1．計画の概要

## ■　計画策定の趣旨・背景

本市ではこれまで、平成 20 年度から平成 27 年度までを計画期間とした基本構想を定め、また、平成 22 年度からは平成 25 年度までを計画期間とする「弘前市アクションプラン」に基づき施策・事業を展開してきました。

しかし、基本構想策定の前提となった社会経済環境はここ数年で大きく変化しています。地方都市を取り巻く社会経済の状況は厳しさを増し、急激に進む少子高齢化や人口減少、財政状況のひっ迫により、地域の総合的な活力の低下が懸念されます。また、グローバル化や高度情報化の進展、東京オリンピック開催に向けた首都圏への集中投資などにより、今後も激しい都市間競争が続いていくと予想されます。更に、平成 23 年３月 11 日に発生した東日本大震災をきっかけとして、災害対策に関する人々の関心や地域間連携の重要性が一層高まっています。

そこで本市では、このような変化に迅速に対応し、地域の持続的な成長・発展を実現するため、これまでの基本構想と「弘前市アクションプラン」に代わる地域づくりの新たな最上位計画として、「弘前市経営計画」を策定します。

「弘前市経営計画」は、20 年という長期的な地域づくりの目標を掲げつつ、機動的な地域経営を行う観点から、市長の任期と同様に平成 26 年度から平成 29 年度までの４年間を計画期間としています。また、市民ニーズや社会経済の変化等に柔軟に対応し、取組内容の継続的改善を図るため、PDCA サイクルによる進行管理を毎年度行うこととしています。

※20 年という期間は、計画策定時に誕生した子どもが成人するまでの期間を想定したものです。

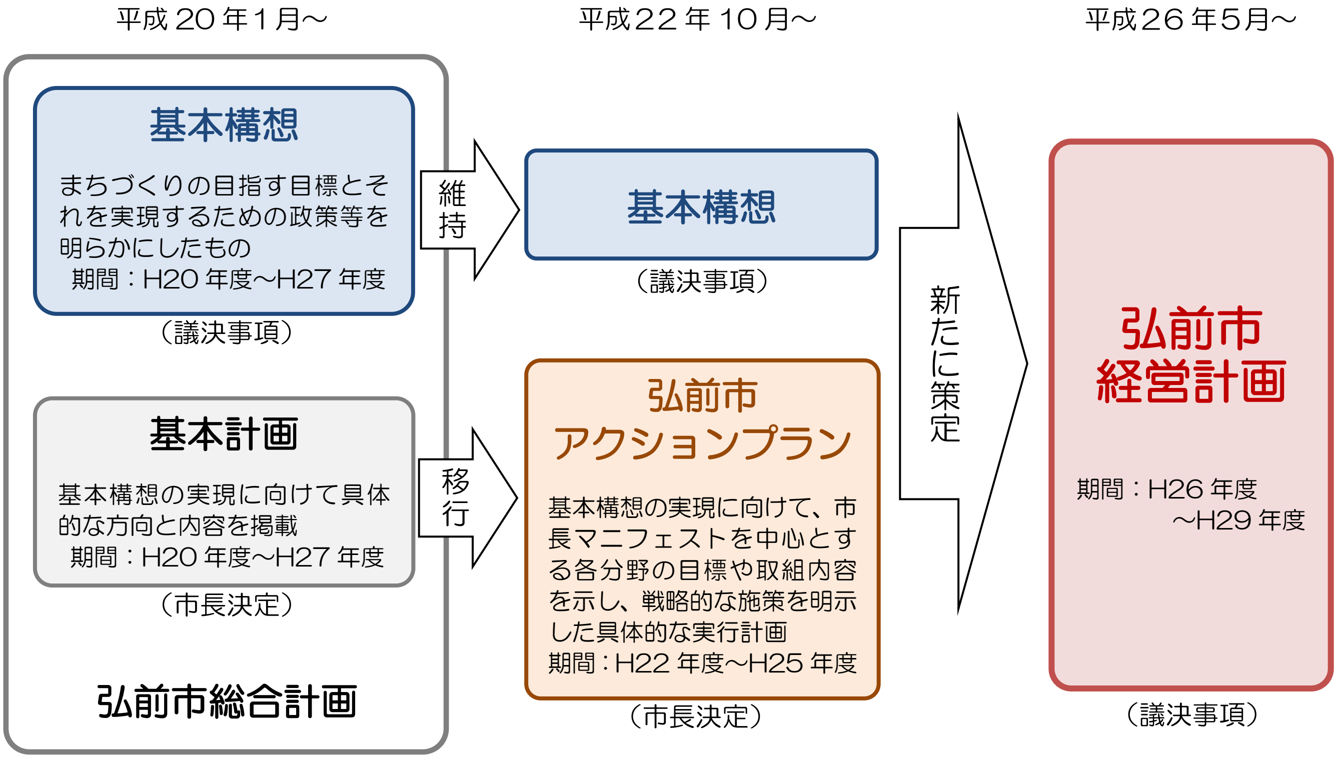

# ■　計画の位置づけ

## ■ 地方分権時代における新しい計画づくりへの挑戦

国による地方自治体に対する義務付け・枠付けを撤廃する一連の地方分権改革の流れを受けて、平成 23 年８月に地方自治法が改正され、市町村における基本構想の策定義務を定めていた条項が廃止されました。

これにより、それまで法律上の義務とされてきた基本構想の策定等の要否は、各市町村の判断に委ねられることとなり、基本構想を中心に構成される総合計画は、これまでの法律の義務に応じて策定する計画から、地域自らの責任と判断により、その必要性や位置づけ等のあり方も含めて検討・策定・運用する、より主体的な取り組みに転換することが求められることとなりました。

従来の総合計画は、ともすれば内容が総花的であったり、財政的な裏付けがなされなかったりなど、計画としての実効性が欠けたものになりがちであるといった批判がなされてきました。本市では、そうした従来の総合計画が抱える課題を克服するため、平成 22 年に「弘前市アクションプラン」を導入し、機動性や実効性等を担保した計画的な市政運営を図ってきました。

今般新たに策定する本計画においては、こうしたこれまでの取り組みを更に進化させ、他地域に先駆けて、地方分権時代にふさわしい自立的・機能的な新しい計画づくりに挑戦し、豊かな地域社会の実現を目指していきます。

## ■ 「地域経営」の実現の必要性

地方分権時代にふさわしい新たな計画づくりを行うためには、これまでの地域づくりの考え方をより進化させ、「地域経営」という考え方を取り入れていく必要があると考えます。

本市ではこれまで、行政のスピード感や政策の効果を重視した「経営型の行政運営」を行うとともに、「対話と創造」によって市民ニーズを市政に積極的に反映させ、より市民満足度を高めるよう地域づくりを行ってきましたが、「地域経営」とはこうした取り組みをより進化させたものです。

より具体的な「地域経営」の定義について、本計画では次のように定めています。

**「地域経営」の定義**

行政だけではなく市民やコミュニティ、民間事業者等も含めた地域全体を１つの経営体として捉え、各主体が協力・連携し合いながら、地域の目指すべき具体的な目標や解決すべき課題を定め、その実現に向けて持ちうる資源を効果的・効率的に活用し、計画的に地域づくりを行うこと

以上のことから、本計画は、名称を「弘前市経営計画」とし、「オール弘前」で地域づくりを推進します。

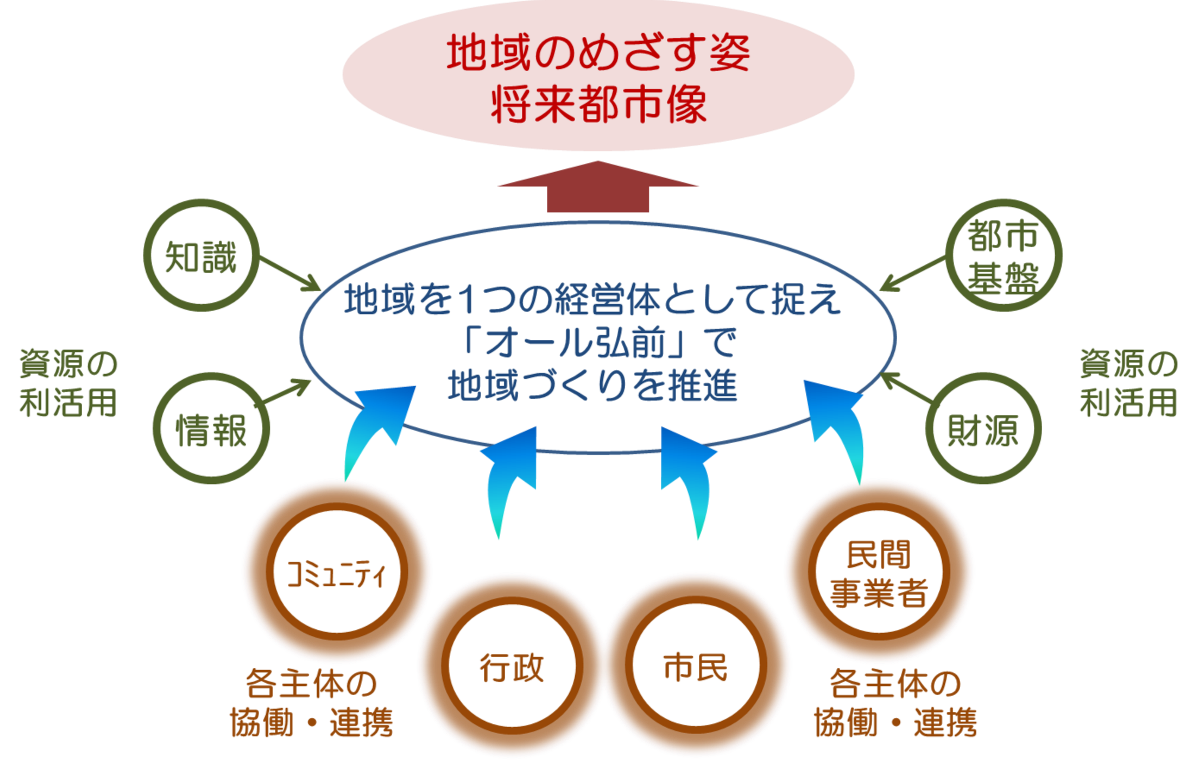


地域経営のイメージ

## ■ 本計画の位置づけ　－「地域経営型計画」－

本計画は、本市における「地域経営」を実現するための計画、すなわち「地域経営型計画」として位置づけます。本市が克服すべき社会課題や地域づくりの目標（将来都市像）、それを実現するための行政による具体的な取り組み（戦略体系）を定めるとともに、新たに市民等による具体的な取り組み（市民行動プログラム）も定めます。更に、地域づくりに関連する情報も掲載しています。

「地域経営」を実現するためには、地域の目指す将来都市像に向かって、各主体がそれぞれの価値観の多様性を認めつつも、目指すべき目標や関連する様々な情報を共有し、コミュニケーションを活発に取り合いながら地域づくりを行うことが重要となります。そのため本計画は、各主体による地域づくりを行う際の情報共有のツール（道具）として活用され、機能するものです。

## ■　計画策定のプロセス

本市では、毎年の市政懇談会や世論調査などといった広聴・広報活動を中心に、市民と行政による「対話と創造」を積極的に進め、市民の意見が市政に適切に反映されるよう取り組んできました。

本計画は、こうした背景をふまえつつ、これまで以上に市民と行政が一体となった地域づくりを進めるため、次のようなプロセスを経て策定されています。

**1）「新しい弘前市総合計画策定市民会議」における検討**

公募の市民委員からなる会議を設置し、「弘前市の２０年後の将来都市像」やその実現に向けた行政・市民による取り組みの方向性等について検討

**2）「弘前市総合計画策定会議」における検討**

市役所内の各部局担当部長等からなる会議を設置し、「新しい弘前市総合計画策定市民会議」からの提言等をふまえ、本市の戦略体系等計画全体の内容を検討

**3）「弘前市総合計画審議会」における審議・答申**

市民や学識経験者からなる会議を設置し、計画について市長からの諮問に対し答申

**4）パブリックコメントの募集・反映**

市民の意見を広く募集・反映

**5）市議会における審議・議決**

「弘前市総合計画審議会」答申とパブリックコメント等を基にした原案を市議会に提案